

★関電MOXの製造元請け会社である原燃工は、当初メロックス社に対し、MOXの規定値を厳しめに要求していた。しかし、「不合格ロット頻度が高くなることが予想される」等を理由にメロックスに拒否されていたことが、下の燃料WGの資料から分かる。メロックス社の低い製造能力と経済性優先によって、粗悪なMOXを押し付けられたということ。

コメント3：B型MOX燃料ペレット不純物 [] の規定値設定の考え方を整理すること。

(回答)

[] の既定値設定の考え方は以下のとおり。

B型MOX燃料の設計者である原子燃料工業㈱（以下、「原燃工」という。）は、当初、MELOX に対し、[] の規定値をウラン燃料と同様 [] とするよう要求したが、MELOX は [] これを受入不可とした。

技術的観点から [] は融点が低く、ペレット寸法の安定性に対する影響も考えられたが、技術基準及び ASTM に不純物としての制限値がないこと、及び [] が燃料健全性に悪影響を及ぼすとの報告はないことから、このような影響は軽微であると原燃工は判断し、MELOX の製造実績を踏まえて規定値を緩和することとした。

MELOX では [] を含有したペレットの製造実績があり、さらに、このペレットを含む MOX 燃料は健全に照射された実績があることから、原燃工より、[] の値とするよう MELOX に要求した。

しかしながら、MBLOX は、不合格ロット頻度が高くなることが予想されることから、[] を [] 原燃工に提示した。

よって、技術基準及び ASTM に特段の制限値がないこと及び [] は MELOX の実績値である [] とほぼ同じであることから、規定値として設定可能と判断されたものである。

関西電力㈱は技術基準及び ASTM に特段の制限値がないこと、[] は [] ことから、[] を特に問題ないものとして受け入れることとしている。

よって、上記を踏まえて燃料WG 2008-002の「図2-1(2)」及び「添付資料2」を別紙2のとおり改定する。

[] 商業機密に属するため公開できない事項